

第一かわら版

●発行●
福岡第一法律事務所
 福岡市中央区大名2-10-29
 福岡ようきビル2階
 TEL: 092-721-1211
 URL: http://www.f-daiichi.jp
 編集責任者: 広報委員会

法律相談

月～金 AM9:30～PM 5:00

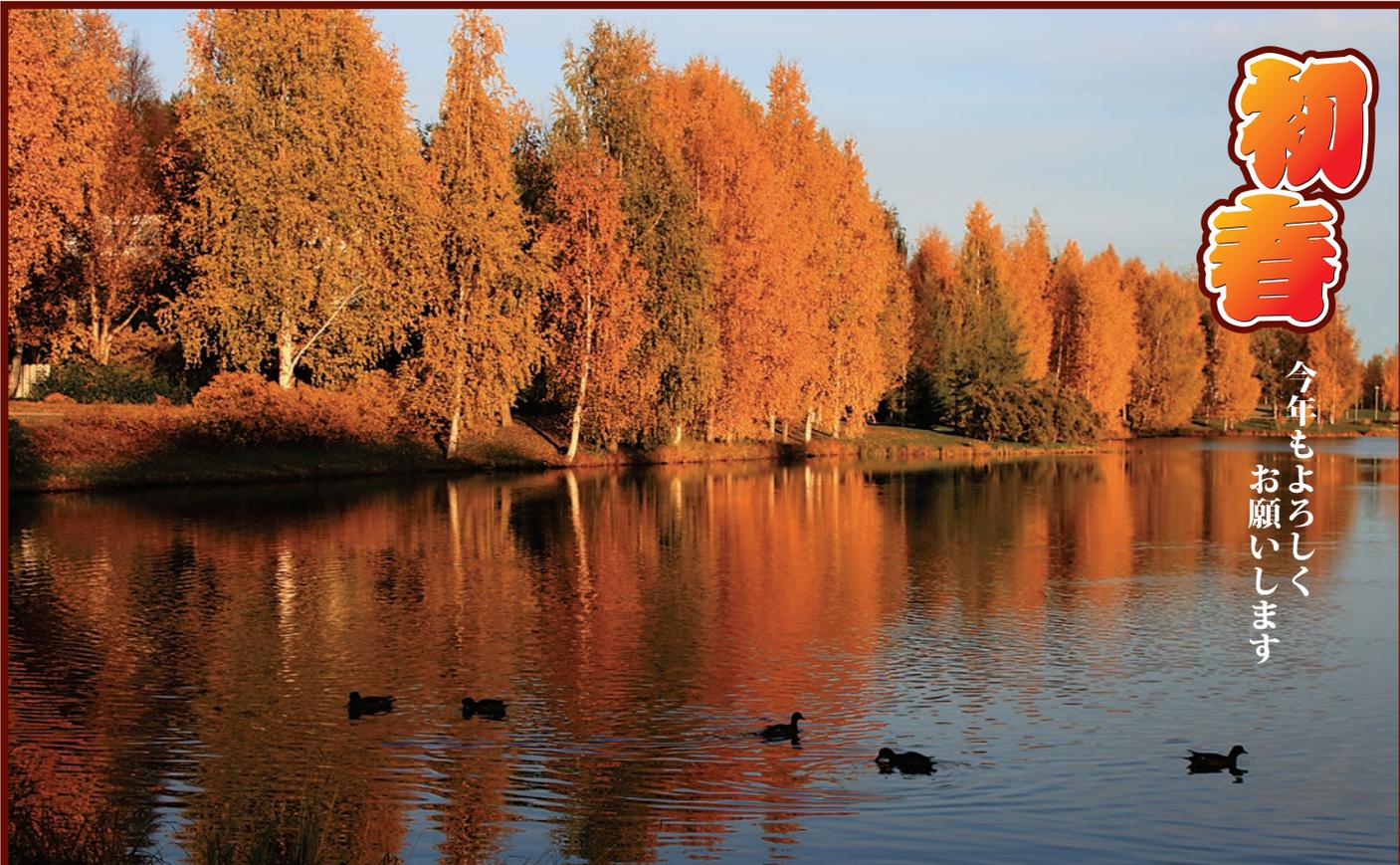
土 AM9:30～PM12:00

(日曜・祝日はお休みです)

電話でご予約下さい TEL092-721-1211

初春

今年もよろしく
お願いします



ロヴァニエミ(フィンランド) / 撮影: 上村 保

ごあいさつ
 弁護士 小島 肇

新年明けましておめでとうございませう。

新しい年が、皆様に良い年となるよう願っています。

小泉構造改革の名の下に進められた格差社会の下、派遣切り・社会保障・医療・農業の切り捨ての中で生まれたあの派遣村の様相は、派遣村に参加した私たち法律家にも、何とも言いようのない衝撃を与えました。自公政治への国民の怒りが、「自民党政治を根底から転換」を掲げた民主党を圧勝させました。

国民は、国民の暮らし・生活が何よりも大切にされる政治を期待して、民主党を選んだのですが、新政権は、米国や財界の圧力の下、掲げた公約を次々と腰砕けにしようとしています。

新しい年を私たちに良い年にするためにも、私たちの要求や願いを、新政権にぶつけてゆく国民的大運動を起こしてゆく必要があるのではないのでしょうか。私たち法律事務所もそうした運動の一助になるように思っています。

ごあんない
福岡第一法律事務所
10 新春のつどい
 日時 2010年1月21日(木)
 午後6時00分 開場 / 午後6時30分 開会
 場所 アークホテル博多ロイヤル
 (中央区天神 3-7-22)
 会費 3,000円

福岡第一法律事務所

弁 護 士	小 島	肇
弁 護 士	山 本	一 行
弁 護 士	梶 原	恒 夫
弁 護 士	深 堀	美 寿
弁 護 士	井 下	美 顕
弁 護 士	中 山	志 典
弁 護 士	近 藤	篤 恭
弁 護 士	榮	京 子
弁 護 士	毛 利	倫 子
弁 護 士	城 戸	美 保
弁 護 士	光 永	享 央
弁 護 士	星 野	圭 圭
事 務 局 長	上 村	保 保
事 務 局 員		一 同

活動日誌「事件報告」

肝炎問題

弁護士 中山 篤志

1 肝炎対策基本法

国内のウイルス性肝炎患者(B型肝炎、C型肝炎)は推計約350万人。そして、肝硬変・肝ガンでの死者数は毎年4万4000人にも上ります。一日あたり、120名の患者さんが死亡しており、肝炎患者のための総合的な対策の実現が急務でした。

昨年、B型肝炎・C型肝炎の各原告団と患者団体が共同して肝炎対策基本法の制定のためのキャンペーンを行い、臨時国会でようやく成立

2 B型肝炎訴訟

しました。この法律では、薬害C型肝炎や予防接種によるB型肝炎感染を起こした国の責任を明記しつつ、医療体制整備や患者支援を柱とした総合的な施策が義務づけられました。

今後は、基本法に謳われた総合対策の充実が課題になると思います。

平成18年6月、最高裁は集団予防接種によるB型肝炎の国の責任を認めました。

しかし、国は全国にいる同様の被害者の救済を何もしていませんでした。そのため、昨年5月に集団提訴をして早



もう待てない!
350万人のいのち

や1年半が過ぎました。原告数は、九州で116名(全国351名)にのぼりました。

昨年は、原告本人尋問が行われ、慢性肝炎、肝硬変、肝ガン、遺族キャリアの代表により悲惨な被害実態が明らかにになりました。学生支援者の会(オレンジサポート)が立ち上がり、イベントも成功裡に終わりました。機は熟しました。今年は、全面解決の年になります。今後もご支援宜しくお願いいたします。

対セブンイレブン訴訟
「食いつぶされる
コンビニオーナー」

弁護士 星野 圭

相手に損害賠償を求めて提訴しました。紙幅の関係から詳細な説明はできませんが、その訴訟の中で、原告は、セブン本部のビジネスモデルの不当性を主張しています。

セブンイレブンジャパン(セブン本部)は、チェーン数1万2000店を超え、チェーン全店の年間売上高2兆7000億円を超える超巨大企業です。ところが、セブンイレブンの看板を掲げて働いている各店のオーナーの中には、多額の借金だけを背負って廃業に追い込まれる方や、1年365日昼夜を問わず働き続けても雀の涙ほどの利益を得ることしかできない方も少なくありません。

昨年(平成21年)10月29日、4名の原告が、セブン本部を

原告の主張の概要は、「セブン本部の採用している特殊な会計システムは、セブン本部だけが常に一人勝ちできるように作られている。その特殊な会計システムを機能させるため、セブン本部は、オーナーに対して会計システムの特殊性をきちんと説明することなく加盟店加入を勧誘しており、かつ、商品の値下げ販売を禁止していた。」というものです。なお、値下げ販売の禁止に関しては、平成21年6月22日、公正取引委員会による排除措置命令が下されています。

みなさんの身近にあるコンビニの裏側で何が起きているのか、ぜひ本訴訟の今後の展開にご注目ください。

活動日誌「事件報告」



新聞社は「押し紙」をやめろ!

弁護士 毛利 倫

「押し紙」とは何か。「押し紙」とは、新聞社が、注文部数・配達部数以上の新聞を販売店に送りつけ、販売代金を徴収するというもので、いわば押しつけられた紙、押し売りされた紙という意味でこう呼ばれる。つまり、新聞社は、読者がいる部数に加え、読者がいない(その結果、配達されず直ちに廃棄される)一定数の新聞を販売店に売りつけているのである。

新聞社は、なぜこうした「押し紙」をするのか。新聞社の収入源のほとんどは、販売店への新聞の販売代金(卸代金)収入と紙面広告収入であるが、発行部数に比例して販売収入は増え、広告単価も上がる。さらに新聞社の報道機関としての影響力・信用力

は発行部数に大きく左右される。このため新聞社は、対外的な発行部数をとにかく増やすことが経営上の至上命題となる(部数至上主義)。発行部数を増加・維持するため、新聞社は、販売店への圧倒的な優越的地位を利用して「押し紙」をするのである。他方、メディアの多

様化により、新聞の購読者数は若者を中心に減少の途をたどり、新聞広告収入もテレビやインターネットに押されて激減している。経営環境が悪化する中で、新聞社は、もはや「押し紙」を経営構造上も排除できない状況にある。こうした「押し紙」は、もちろん違法行為である。すなわち、それ自体、独占禁止法で禁止されている上、紙面広告主、折込広告主に対する広告料の詐欺である。さらに、読者への背信であり、大変な



環境破壊でもある。こうした問題性ゆえに、社会の公器を自任する新聞社は、「押し紙」の存在を公的には決して認めることはできず、これを告発した販売店主は、ことごとくつぶされるのである。私たちは現在11人の弁護士団で、読売新聞社を相手に、「押し紙」を告発した販売店主3人の地位確認や損害賠償の裁判を闘っているが、読売は、裁判所の仮処分命令にも従わず、逆にこの問題を取材報道しているジャーナリストに対し

不当訴訟を連発するなど、なりふり構わない姿勢で争っている。なお、読売側が提訴した訴訟について現在まで3つの判決が出されたが、いずれも読売側は全面的に敗訴し、司法から厳しく断罪されている。言論弾圧をする読売に報道機関を名乗る資格はない。読売、そして新聞社は、直ちに「押し紙」をやめろ! さもないと、新聞は近い将来、国民の信頼を確実に失うだろう。

弁護士 星野 圭

障害者自立支援法

違憲訴訟

— さようなら障害者自立支援法 —

■第3次全国一斉提訴

平成21年10月1日、障害者自立支援法違憲訴訟の第3次訴訟が、全国4地裁で一斉に提起され、福岡では重度の知的障害のある方が新たに原告に加わりました。障害のある人たちの生きる権利を確立するため、現在、全国14か所の地方裁判所で、原告70名、弁護団170名以上、そして多数の支援者の方々がたたかいを続けています。

■厚生労働大臣が法律廃止を明言

第3次全国一斉提訴に先立つ同年9月19日、新政権の長妻厚生労働大臣は「自立支援法は廃止する」と明言しました。続けて9月29日には、政府から弁護団に対し、訴訟の解決に向けて話し合いの場を設けたいという公式の申し入れがなされました。弁護団は、原告団や支援者団体との話し合いの末、政府からの申し入れを受け入れることとし、現在、政府との折衝を重ねています。

■まだまだ何も解決していません

このような状況から、障害者自立支援法の問題はすでに解決したものだと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、決してそうではありません。現在のところ、同法の廃止は大臣の口約束のみしかありません。しかも、同法の廃止時期、廃止後の新法（新制度）の在り方、新制度の予算措置などの重要な課題についてはまだ何も決まっておらず、訴訟に関しても今後の展開はまったくの未知数です。また、弁護団と政府との協議はあくまでも訴訟の解決に向けての話し合いの場であるため、その役割には限界があります。障害者自立支援法をめぐる動きが新しい段階に入ったことは間違いありませんが、障害のある人たちの生きる権利が確立されたといえる段階に到達するまでには、まだまだ多くのハードルが残っています。

■当事者の声を伝えたい

障害者自立支援法は、当事者である障害者の方たちの声をまったく聞くことなく強行採決により制定されま

した。同法の制定から3年以上が経過し、今、当事者の声を無視したがゆえの矛盾が噴出しています。障害者自立支援法違憲訴訟は、自分たちの声を国に届けたい、もっと多くの人に自分たちが置かれている状況を知ってほしい、そのような思いを抱えている障害のある人たちや支援者団体の声を代弁するものでもあります。

障害者自立支援法が廃止された後において、障害のある人たちの生きる権利を確立させるためには、障害のある人たちの声をきちんと反映し、かつ、実態を踏まえた新法を制定しなければならないことは言うまでもありません。このような法制定の在り方は、障害者福祉制度に関する法律に限らず、国民の権利を確立させるべきあらゆる場面で生かされることでしょう。その意味で、障害者自立支援法をめぐるたたかいは、関係者限りのたたかいではなく、国民全体の権利の確立を目指すたたかいでもあるのです。

■さらなる世論の後押しを

新法制定に向けての動きは、今始まったばかりです。世論の後押しなくして、より良い社会の実現に向けた新法はありません。私も微力ながら、障害のある人たちの声、支援者団体の声を少しでも多く伝え続けたいと思います。誰もが生きやすい社会の実現のために、みなさまの変わらぬご支援をよろしくお願い申し上げます。



イラスト 敷島 祐篤さん
(障害者自立支援法違憲訴訟の原告)



所属:工房まる

<http://www.maru-web.jp/>